

【長崎市】生活援助 サービスコード表(A3)

利用者1割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A3	1001	生活援助・1割		211	1回につき
A3	1290	生活援助・業継又は虐待防算・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	209	
A3	1291	生活援助・業継及び虐待防算・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	207	
A3	1002	生活援助・同一1・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	190	
A3	1292	生活援助・同一1・業継又は虐待防算・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	188	
A3	1293	生活援助・同一1・業継及び虐待防算・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	186	
A3	1294	生活援助・同一2・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	186	
A3	1295	生活援助・同一2・業継又は虐待防算・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	184	
A3	1296	生活援助・同一2・業継及び虐待防算・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	182	
A3	1003	生活援助・特別地域加算・1割		32	
A3	1004	生活援助・特別地域加算・同一1・1割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	29	
A3	1297	生活援助・特別地域加算・同一2・1割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算 事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	28	
A3	1005	生活援助・小規模事業所加算・1割		21	
A3	1006	生活援助・小規模事業所加算・同一1・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	19	
A3	1299	生活援助・小規模事業所加算・同一2・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算 事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	19	
A3	1007	生活援助・中山間地域等提供加算・1割		11	
A3	1008	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	10	
A3	1300	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算 事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	9	
A3	1180	生活援助・生活機能向上連携加算 I・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算	
A3	1009	生活援助・生活機能向上連携加算 II・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算	200

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A3	1011	生活援助・2割		211	1回につき
A3	1302	生活援助・業継又は虐待防算・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	209	
A3	1303	生活援助・業継及び虐待防算・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	207	
A3	1012	生活援助・同一1・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	190	
A3	1304	生活援助・同一1・業継又は虐待防算・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	188	
A3	1305	生活援助・同一1・業継及び虐待防算・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	186	
A3	1306	生活援助・同一2・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	186	
A3	1307	生活援助・同一2・業継又は虐待防算・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	184	
A3	1308	生活援助・同一2・業継及び虐待防算・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	182	
A3	1013	生活援助・特別地域加算・2割		32	
A3	1014	生活援助・特別地域加算・同一1・2割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	29	
A3	1309	生活援助・特別地域加算・同一2・2割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算 事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	28	
A3	1015	生活援助・小規模事業所加算・2割		21	
A3	1016	生活援助・小規模事業所加算・同一1・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	19	
A3	1310	生活援助・小規模事業所加算・同一2・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算 事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	19	
A3	1017	生活援助・中山間地域等提供加算・2割		11	
A3	1018	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	10	
A3	1311	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算 事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	9	
A3	1181	生活援助・生活機能向上連携加算 I・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算	
A3	1019	生活援助・生活機能向上連携加算 II・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算	200

【長崎市】生活援助 サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1121	生活援助・3割		211	1回につき	
A3	1313	生活援助・業継又は虐待減算・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	209		
A3	1314	生活援助・業継及び虐待減算・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	207		
A3	1122	生活援助・同一1・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	190		
A3	1315	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	188		
A3	1316	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	186		
A3	1317	生活援助・同一2・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建所に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	186		
A3	1318	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	184		
A3	1319	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	182		
A3	1123	生活援助・特別地域加算・3割		32		
A3	1124	生活援助・特別地域加算・同一1・3割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	29		
A3	1320	生活援助・特別地域加算・同一2・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	28		
A3	1125	生活援助・小規模事業所加算・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建所に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	21		
A3	1126	生活援助・小規模事業所加算・同一1・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	19		
A3	1321	生活援助・小規模事業所加算・同一2・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	19		
A3	1127	生活援助・中山間地域等提供加算・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建所に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	11		
A3	1128	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	10		
A3	1322	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	9		
A3	1182	生活援助・生活機能向上連携加算 I ・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1129	生活援助・生活機能向上連携加算 II ・3割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

【介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1488	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割		47	1回につき	
A3	1489	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	47		
A3	1490	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	46		
A3	1491	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	43		
A3	1492	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42		
A3	1493	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42		
A3	1494	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	42		
A3	1495	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41		
A3	1496	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41		
A3	1497	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	7		
A3	1498	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		6
A3	1499	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		6
A3	1500	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	5		
A3	1501	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1502	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1503	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	2		
A3	1504	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1505	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1506	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1507	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1508	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割		47	1回につき	
A3	1509	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	47		
A3	1510	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	46		
A3	1511	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	43		
A3	1512	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42		
A3	1513	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42		
A3	1514	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	42		
A3	1515	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41		
A3	1516	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41		
A3	1517	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	7		
A3	1518	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		6
A3	1519	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		6
A3	1520	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	5		
A3	1521	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1522	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1523	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	2		
A3	1524	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1525	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1526	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1527	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1528	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割		47	1回につき	
A3	1529	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	47		
A3	1530	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	46		
A3	1531	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	43		
A3	1532	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42		
A3	1533	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42		
A3	1534	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	42		
A3	1535	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41		
A3	1536	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41		
A3	1537	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	7		
A3	1538	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		6
A3	1539	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		6
A3	1540	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	5		
A3	1541	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1542	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1543	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1544	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1545	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1546	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		22
A3	1547	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・3割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		45

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)]

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1548	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		38	1回につき	
A3	1549	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1550	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1551	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35		
A3	1552	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1553	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1554	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	34		
A3	1555	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33		
A3	1556	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33		
A3	1557	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	6		
A3	1558	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1559	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		5
A3	1560	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	4		
A3	1561	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1562	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1563	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1564	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1565	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1566	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1567	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1568	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割		38	1回につき	
A3	1569	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1570	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1571	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35		
A3	1572	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1573	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1574	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	34		
A3	1575	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33		
A3	1576	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33		
A3	1577	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	6		
A3	1578	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1579	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		5
A3	1580	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	4		
A3	1581	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1582	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1583	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1584	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1585	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1586	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1587	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1588	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		38	1回につき	
A3	1589	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1590	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1591	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	35		
A3	1592	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1593	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1594	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	34		
A3	1595	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33		
A3	1596	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33		
A3	1597	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	6		
A3	1598	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1599	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		5
A3	1600	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	4		
A3	1601	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1602	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1603	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1604	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1605	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1606	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		18
A3	1607	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・3割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		36

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(IV)]

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1608	生活援助・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		31	1回につき	
A3	1609	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1610	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1611	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	28		
A3	1612	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1613	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1614	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	27		
A3	1615	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1616	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1617	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	5		
A3	1618	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1619	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		4
A3	1620	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	3		
A3	1621	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1622	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		3
A3	1623	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	2		
A3	1624	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	1625	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		1
A3	1626	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1627	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(IV)・1割		200 単位加算		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1628	生活援助・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		31	1回につき	
A3	1629	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1630	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1631	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	28		
A3	1632	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1633	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1634	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	27		
A3	1635	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1636	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1637	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	5		
A3	1638	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1639	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		4
A3	1640	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	3		
A3	1641	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1642	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		3
A3	1643	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	2		
A3	1644	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	1645	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		1
A3	1646	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1647	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(IV)・2割		200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1648	生活援助・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割		31	1回につき	
A3	1649	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1650	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1651	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	28		
A3	1652	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1653	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1654	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	27		
A3	1655	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1656	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1657	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	5		
A3	1658	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1659	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1660	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	3		
A3	1661	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1662	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1663	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1664	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	1665	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1666	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	生活機能向上連携加算 100 単位加算	15		1月につき
A3	1667	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)・3割	生活機能向上連携加算 200 単位加算	29		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(3)]

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1668	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割		42	1回につき	
A3	1669	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42		
A3	1670	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41		
A3	1671	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	38		
A3	1672	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1673	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	37		
A3	1674	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	37		
A3	1675	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	37		
A3	1676	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	36		
A3	1677	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	6		
A3	1678	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		6
A3	1679	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		6
A3	1680	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	4		
A3	1681	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1682	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1683	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1684	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1685	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1686	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1687	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1688	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割		42	1回につき	
A3	1689	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42		
A3	1690	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41		
A3	1691	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	38		
A3	1692	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1693	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	37		
A3	1694	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	37		
A3	1695	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	37		
A3	1696	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	36		
A3	1697	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	6		
A3	1698	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		6
A3	1699	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		6
A3	1700	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	4		
A3	1701	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1702	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1703	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1704	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1705	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1706	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1707	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1708	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割		42	1回につき	
A3	1709	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	42		
A3	1710	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	41		
A3	1711	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	38		
A3	1712	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	38		
A3	1713	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	37		
A3	1714	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	37		
A3	1715	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	37		
A3	1716	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	36		
A3	1717	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	6		
A3	1718	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		6
A3	1719	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		6
A3	1720	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	4		
A3	1721	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1722	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1723	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1724	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1725	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1726	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		20
A3	1727	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(3)・3割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		40

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(4)]

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1728	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割		39	1回につき	
A3	1729	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39		
A3	1730	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39		
A3	1731	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	36		
A3	1732	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	35		
A3	1733	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	35		
A3	1734	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	35		
A3	1735	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1736	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1737	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	6		
A3	1738	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1739	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		5
A3	1740	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	4		
A3	1741	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1742	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		4
A3	1743	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	2		
A3	1744	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1745	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		2
A3	1746	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1747	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1748	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割		39	1回につき	
A3	1749	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39		
A3	1750	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39		
A3	1751	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	36		
A3	1752	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	35		
A3	1753	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	35		
A3	1754	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	35		
A3	1755	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1756	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1757	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	6		
A3	1758	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1759	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		5
A3	1760	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	4		
A3	1761	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1762	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		4
A3	1763	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	2		
A3	1764	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1765	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		2
A3	1766	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1767	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1768	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割		39	1回につき	
A3	1769	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39		
A3	1770	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	39		
A3	1771	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	36		
A3	1772	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	35		
A3	1773	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	35		
A3	1774	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	35		
A3	1775	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1776	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1777	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	6		
A3	1778	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1779	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		5
A3	1780	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	4		
A3	1781	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1782	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1783	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1784	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1785	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	1786	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		19
A3	1787	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(4)・3割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		37

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(6)]

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1788	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割		34	1回につき	
A3	1789	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1790	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1791	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	31		
A3	1792	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	31		
A3	1793	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1794	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	30		
A3	1795	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1796	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1797	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	5		
A3	1798	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1799	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		5
A3	1800	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	3		
A3	1801	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1802	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1803	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1804	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1805	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1806	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1807	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1808	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割		34	1回につき	
A3	1809	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1810	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1811	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	31		
A3	1812	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	31		
A3	1813	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1814	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	30		
A3	1815	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1816	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1817	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	5		
A3	1818	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1819	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		5
A3	1820	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	3		
A3	1821	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1822	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1823	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1824	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1825	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1826	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1827	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1828	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割		34	1回につき	
A3	1829	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1830	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	34		
A3	1831	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	31		
A3	1832	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	31		
A3	1833	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1834	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	30		
A3	1835	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1836	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1837	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	5		
A3	1838	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1839	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		5
A3	1840	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	3		
A3	1841	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1842	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1843	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1844	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1845	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1846	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		16
A3	1847	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(6)・3割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		33

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(8)]

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1848	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割		33	1回につき	
A3	1849	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33		
A3	1850	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33		
A3	1851	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	30		
A3	1852	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1853	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1854	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	29		
A3	1855	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1856	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1857	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	5		
A3	1858	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1859	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1860	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	3		
A3	1861	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1862	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1863	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1864	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1865	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1866	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1867	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1868	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割		33	1回につき	
A3	1869	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33		
A3	1870	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33		
A3	1871	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	30		
A3	1872	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1873	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1874	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	29		
A3	1875	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1876	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1877	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	5		
A3	1878	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1879	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1880	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	3		
A3	1881	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1882	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1883	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1884	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1885	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1886	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1887	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1888	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割		33	1回につき	
A3	1889	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33		
A3	1890	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	33		
A3	1891	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	30		
A3	1892	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1893	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1894	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	29		
A3	1895	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1896	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1897	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	5		
A3	1898	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		5
A3	1899	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1900	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	3		
A3	1901	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1902	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1903	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1904	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	1905	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1906	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		16
A3	1907	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(8)・3割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		32

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(9)]

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1908	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割		30	1回につき	
A3	1909	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1910	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1911	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	27		
A3	1912	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1913	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1914	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	26		
A3	1915	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1916	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1917	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	5		
A3	1918	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1919	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		4
A3	1920	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	3		
A3	1921	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1922	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		3
A3	1923	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1924	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	1925	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		1
A3	1926	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1927	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1928	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割		30	1回につき	
A3	1929	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1930	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1931	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	27		
A3	1932	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1933	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1934	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	26		
A3	1935	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1936	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1937	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	5		
A3	1938	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1939	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		4
A3	1940	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	3		
A3	1941	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1942	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		3
A3	1943	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1944	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	1945	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		1
A3	1946	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1947	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1948	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割		30	1回につき	
A3	1949	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	30		
A3	1950	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1951	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	27		
A3	1952	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	27		
A3	1953	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1954	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	26		
A3	1955	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1956	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1957	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	5		
A3	1958	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	1959	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1960	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	3		
A3	1961	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	1962	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1963	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	2		
A3	1964	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	1965	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1966	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		14
A3	1967	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(9)・3割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		28

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	2008	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割		26	1回につき	
A3	2009	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25		
A3	2010	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25		
A3	2011	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	23		
A3	2012	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	23		
A3	2013	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	23		
A3	2014	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	23		
A3	2015	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22		
A3	2016	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22		
A3	2017	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	4		
A3	2018	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		4
A3	2019	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	2020	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	3		
A3	2021	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	2022	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	2023	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	1		
A3	2024	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	2025	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	2026	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		12
A3	2027	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(11)・3割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		24

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(12)]

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	2028	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割		25	1回につき	
A3	2029	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25		
A3	2030	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	24		
A3	2031	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	22		
A3	2032	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22		
A3	2033	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22		
A3	2034	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	22		
A3	2035	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22		
A3	2036	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21		
A3	2037	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	4		
A3	2038	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	2039	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	2040	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	2		
A3	2041	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	2042	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	2043	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	1		
A3	2044	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	2045	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	2046	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	2047	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	2048	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割		25	1回につき	
A3	2049	生活援助・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25		
A3	2050	生活援助・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	24		
A3	2051	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	22		
A3	2052	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22		
A3	2053	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22		
A3	2054	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	22		
A3	2055	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22		
A3	2056	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21		
A3	2057	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	4		
A3	2058	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	2059	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	2060	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	2		
A3	2061	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	2062	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	2063	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	1		
A3	2064	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	2065	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	2066	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	2067	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	2068	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割		25	1回につき	
A3	2069	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25		
A3	2070	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	24		
A3	2071	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	22		
A3	2072	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22		
A3	2073	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22		
A3	2074	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	22		
A3	2075	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	22		
A3	2076	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21		
A3	2077	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	4		
A3	2078	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	2079	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	2080	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	2		
A3	2081	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	2082	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	2083	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	1		
A3	2084	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	2085	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	2086	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		12
A3	2087	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(12)・3割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		24

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(13)]

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	2088	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割		21	1回につき	
A3	2089	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21		
A3	2090	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21		
A3	2091	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	19		
A3	2092	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	19		
A3	2093	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	19		
A3	2094	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	19		
A3	2095	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	18		
A3	2096	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	18		
A3	2097	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	3		
A3	2098	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	2099	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	2100	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	2		
A3	2101	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	2102	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	2103	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	1		
A3	2104	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	2105	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	2106	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	2107	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	2108	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割		21	1回につき	
A3	2109	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21		
A3	2110	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21		
A3	2111	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	19		
A3	2112	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	19		
A3	2113	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	19		
A3	2114	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	19		
A3	2115	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	18		
A3	2116	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	18		
A3	2117	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	3		
A3	2118	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	2119	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	2120	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	2		
A3	2121	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	2122	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	2123	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	1		
A3	2124	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	2125	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	2126	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	2127	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	2128	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割		21	1回につき	
A3	2129	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21		
A3	2130	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21		
A3	2131	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	19		
A3	2132	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	19		
A3	2133	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	19		
A3	2134	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	19		
A3	2135	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	18		
A3	2136	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	18		
A3	2137	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	3		
A3	2138	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3
A3	2139	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	2140	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	2		
A3	2141	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	2142	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2
A3	2143	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	1		
A3	2144	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	2145	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	2146	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算	10	
A3	2147	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(13)・3割	生活機能向上連携加算	200 単位加算	20	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等処遇改善加算(V)(14)]

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	2148	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割		16	1回につき	
A3	2149	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	16		
A3	2150	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	16		
A3	2151	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	14		
A3	2152	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14		
A3	2153	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14		
A3	2154	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	14		
A3	2155	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14		
A3	2156	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14		
A3	2157	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	2		
A3	2158	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	2159	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		2
A3	2160	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	2		
A3	2161	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	2162	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		1
A3	2163	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	1		
A3	2164	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	2165	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		1
A3	2166	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	2167	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・1割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	2168	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割		16	1回につき	
A3	2169	生活援助・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	16		
A3	2170	生活援助・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	16		
A3	2171	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	14		
A3	2172	生活援助・同一1・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14		
A3	2173	生活援助・同一1・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14		
A3	2174	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%	14		
A3	2175	生活援助・同一2・業経又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14		
A3	2176	生活援助・同一2・業経及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14		
A3	2177	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割	特別地域加算 所定単位数の 15% 加算	2		
A3	2178	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2
A3	2179	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		2
A3	2180	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の 10% 加算	2		
A3	2181	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	2182	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		1
A3	2183	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の 5% 加算	1		
A3	2184	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1
A3	2185	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 ×88%		1
A3	2186	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	2187	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
A3	2188	生活援助・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割		16	1回につき		
A3	2189	生活援助・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	16			
A3	2190	生活援助・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	16			
A3	2191	生活援助・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	14			
A3	2192	生活援助・同一1・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14			
A3	2193	生活援助・同一1・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14			
A3	2194	生活援助・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	14			
A3	2195	生活援助・同一2・業種又は虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14			
A3	2196	生活援助・同一2・業種及び虐待減算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	14			
A3	2197	生活援助・特別地域加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	2			
A3	2198	生活援助・特別地域加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2	
A3	2199	生活援助・特別地域加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		2	
A3	2200	生活援助・小規模事業所加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	2			
A3	2201	生活援助・小規模事業所加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1	
A3	2202	生活援助・小規模事業所加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1	
A3	2203	生活援助・中山間地域等提供加算・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	1			
A3	2204	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1	
A3	2205	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1	
A3	2206	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		8	1月につき
A3	2207	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・介護職員等処遇改善加算(V)(14)・3割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		15	

【長崎市】生活援助 サービスコード表(A3)

[介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の加算]

利用者1割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1021	生活援助・処遇Ⅰ・1割		29	1回につき	
A3	1324	生活援助・業継又は虐待減算・処遇Ⅰ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1325	生活援助・業継及び虐待減算・処遇Ⅰ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	28		
A3	1022	生活援助・同一1・処遇Ⅰ・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	26		
A3	1326	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・処遇Ⅰ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1327	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・処遇Ⅰ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25		
A3	1328	生活援助・同一2・処遇Ⅰ・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	25		
A3	1329	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・処遇Ⅰ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25		
A3	1330	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・処遇Ⅰ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25		
A3	1023	生活援助・特別地域加算・処遇Ⅰ・1割	特別地域加算 所定単位数の15% 加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		4
A3	1024	生活援助・特別地域加算・同一1・処遇Ⅰ・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1331	生活援助・特別地域加算・同一2・処遇Ⅰ・1割		4		
A3	1025	生活援助・小規模事業所加算・処遇Ⅰ・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10% 加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		3
A3	1026	生活援助・小規模事業所加算・同一1・処遇Ⅰ・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1332	生活援助・小規模事業所加算・同一2・処遇Ⅰ・1割		3		
A3	1027	生活援助・中山間地域等提供加算・処遇Ⅰ・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5% 加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		2
A3	1028	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・処遇Ⅰ・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1333	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・処遇Ⅰ・1割		1		
A3	1183	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・処遇Ⅰ・1割	100 単位加算	14		1月につき
A3	1029	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・処遇Ⅰ・1割	200 単位加算	27		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1031	生活援助・処遇Ⅰ・2割		29	1回につき	
A3	1335	生活援助・業継又は虐待減算・処遇Ⅰ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1336	生活援助・業継及び虐待減算・処遇Ⅰ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	28		
A3	1032	生活援助・同一1・処遇Ⅰ・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	26		
A3	1337	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・処遇Ⅰ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1338	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・処遇Ⅰ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25		
A3	1339	生活援助・同一2・処遇Ⅰ・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	25		
A3	1340	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・処遇Ⅰ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25		
A3	1341	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・処遇Ⅰ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25		
A3	1033	生活援助・特別地域加算・処遇Ⅰ・2割	特別地域加算 所定単位数の15% 加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		4
A3	1034	生活援助・特別地域加算・同一1・処遇Ⅰ・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1342	生活援助・特別地域加算・同一2・処遇Ⅰ・2割		4		
A3	1035	生活援助・小規模事業所加算・処遇Ⅰ・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10% 加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		3
A3	1036	生活援助・小規模事業所加算・同一1・処遇Ⅰ・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1343	生活援助・小規模事業所加算・同一2・処遇Ⅰ・2割		3		
A3	1037	生活援助・中山間地域等提供加算・処遇Ⅰ・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5% 加算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		2
A3	1038	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・処遇Ⅰ・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1344	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・処遇Ⅰ・2割		1		
A3	1184	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・処遇Ⅰ・2割	100 単位加算	14		1月につき
A3	1039	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・処遇Ⅰ・2割	200 単位加算	27		

【長崎市】生活援助 サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1131	生活援助・処遇Ⅰ・3割		29	1回につき	
A3	1346	生活援助・業継又は虐待減算・処遇Ⅰ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	29		
A3	1347	生活援助・業継及び虐待減算・処遇Ⅰ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	28		
A3	1132	生活援助・同一1・処遇Ⅰ・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	26		
A3	1348	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・処遇Ⅰ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	26		
A3	1349	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・処遇Ⅰ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25		
A3	1350	生活援助・同一2・処遇Ⅰ・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	25		
A3	1351	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・処遇Ⅰ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25		
A3	1352	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・処遇Ⅰ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	25		
A3	1133	生活援助・特別地域加算・処遇Ⅰ・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	4		
A3	1134	生活援助・特別地域加算・同一1・処遇Ⅰ・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		4
A3	1353	生活援助・特別地域加算・同一2・処遇Ⅰ・3割		4		
A3	1135	生活援助・小規模事業所加算・処遇Ⅰ・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3		
A3	1136	生活援助・小規模事業所加算・同一1・処遇Ⅰ・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		3
A3	1354	生活援助・小規模事業所加算・同一2・処遇Ⅰ・3割		3		
A3	1137	生活援助・中山間地域等提供加算・処遇Ⅰ・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2		
A3	1138	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・処遇Ⅰ・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1355	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・処遇Ⅰ・3割		1		
A3	1185	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・処遇Ⅰ・3割	100 単位加算	14		1月につき
A3	1139	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・処遇Ⅰ・3割	200 単位加算	27		

【長崎市】生活援助 サービスコード表(A3)

[介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の加算]

利用者1割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A3	1041	生活援助・処遇Ⅱ・1割		2+	1回につき
A3	1357	生活援助・業継又は虐待減算・処遇Ⅱ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	2+	
A3	1358	生活援助・業継及び虐待減算・処遇Ⅱ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	2+	
A3	1042	生活援助・同一1・処遇Ⅱ・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1+	
A3	1359	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・処遇Ⅱ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	1+	
A3	1360	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・処遇Ⅱ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	1+	
A3	1361	生活援助・同一2・処遇Ⅱ・1割	事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1+	
A3	1362	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・処遇Ⅱ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	1+	
A3	1363	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・処遇Ⅱ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	1+	
A3	1043	生活援助・特別地域加算・処遇Ⅱ・1割	特別地域加算 所定単位数の15% 加算	3	
A3	1044	生活援助・特別地域加算・同一1・処遇Ⅱ・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	3	
A3	1364	生活援助・特別地域加算・同一2・処遇Ⅱ・1割	事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3	
A3	1045	生活援助・小規模事業所加算・処遇Ⅱ・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10% 加算	2	
A3	1046	生活援助・小規模事業所加算・同一1・処遇Ⅱ・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2	
A3	1365	生活援助・小規模事業所加算・同一2・処遇Ⅱ・1割	事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2	
A3	1047	生活援助・中山間地域等提供加算・処遇Ⅱ・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5% 加算	1	
A3	1048	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・処遇Ⅱ・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1	
A3	1366	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・処遇Ⅱ・1割	事業所において、前6ヵ月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1	
A3	1186	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・処遇Ⅱ・1割	100 単位加算	10	
A3	1049	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・処遇Ⅱ・1割	200 単位加算	20	

【長崎市】生活援助 サービスコード表(A3)

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1051	生活援助・処遇Ⅱ・2割		21	1回につき	
A3	1368	生活援助・業継又は虐待減算・処遇Ⅱ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21		
A3	1369	生活援助・業継及び虐待減算・処遇Ⅱ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21		
A3	1052	生活援助・同一1・処遇Ⅱ・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	19		
A3	1370	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・処遇Ⅱ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	19		
A3	1371	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・処遇Ⅱ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	19		
A3	1372	生活援助・同一2・処遇Ⅱ・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	19		
A3	1373	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・処遇Ⅱ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	18		
A3	1374	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・処遇Ⅱ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	18		
A3	1053	生活援助・特別地域加算・処遇Ⅱ・2割	特別地域加算 所定単位数の15% 加算	3		
A3	1054	生活援助・特別地域加算・同一1・処遇Ⅱ・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		3
A3	1375	生活援助・特別地域加算・同一2・処遇Ⅱ・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3		
A3	1055	生活援助・小規模事業所加算・処遇Ⅱ・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10% 加算	2		
A3	1056	生活援助・小規模事業所加算・同一1・処遇Ⅱ・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		2
A3	1376	生活援助・小規模事業所加算・同一2・処遇Ⅱ・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2		
A3	1057	生活援助・中山間地域等提供加算・処遇Ⅱ・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5% 加算	4		
A3	1058	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・処遇Ⅱ・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		4
A3	1377	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・処遇Ⅱ・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4		
A3	1187	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・処遇Ⅱ・2割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1059	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・処遇Ⅱ・2割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1141	生活援助・処遇Ⅱ・3割		21	1回につき	
A3	1379	生活援助・業継又は虐待減算・処遇Ⅱ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21		
A3	1380	生活援助・業継及び虐待減算・処遇Ⅱ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	21		
A3	1142	生活援助・同一1・処遇Ⅱ・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	19		
A3	1381	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・処遇Ⅱ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	19		
A3	1382	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・処遇Ⅱ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	19		
A3	1383	生活援助・同一2・処遇Ⅱ・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	19		
A3	1384	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・処遇Ⅱ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	18		
A3	1385	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・処遇Ⅱ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	18		
A3	1143	生活援助・特別地域加算・処遇Ⅱ・3割	特別地域加算 所定単位数の15% 加算	3		
A3	1144	生活援助・特別地域加算・同一1・処遇Ⅱ・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		3
A3	1386	生活援助・特別地域加算・同一2・処遇Ⅱ・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	3		
A3	1145	生活援助・小規模事業所加算・処遇Ⅱ・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10% 加算	2		
A3	1146	生活援助・小規模事業所加算・同一1・処遇Ⅱ・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		2
A3	1387	生活援助・小規模事業所加算・同一2・処遇Ⅱ・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2		
A3	1147	生活援助・中山間地域等提供加算・処遇Ⅱ・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5% 加算	4		
A3	1148	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・処遇Ⅱ・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		4
A3	1388	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・処遇Ⅱ・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4		
A3	1188	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・処遇Ⅱ・3割	生活機能向上連携加算	100 単位加算		1月につき
A3	1149	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・処遇Ⅱ・3割	生活機能向上連携加算	200 単位加算		

【長崎市】生活援助 サービスコード表(A3)

[介護職員処遇改善加算(Ⅲ)の加算]

利用者1割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1061	生活援助・処遇Ⅲ・1割		12	1回につき	
A3	1390	生活援助・業継又は虐待減算・処遇Ⅲ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	11		
A3	1391	生活援助・業継及び虐待減算・処遇Ⅲ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	11		
A3	1062	生活援助・同一1・処遇Ⅲ・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	10		
A3	1392	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・処遇Ⅲ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	10		
A3	1393	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・処遇Ⅲ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	10		
A3	1394	生活援助・同一2・処遇Ⅲ・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	10		
A3	1395	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・処遇Ⅲ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	10		
A3	1396	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・処遇Ⅲ・1割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	10		
A3	1063	生活援助・特別地域加算・処遇Ⅲ・1割	特別地域加算 所定単位数の15% 加算	2		
A3	1064	生活援助・特別地域加算・同一1・処遇Ⅲ・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2		
A3	1397	生活援助・特別地域加算・同一2・処遇Ⅲ・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2		
A3	1065	生活援助・小規模事業所加算・処遇Ⅲ・1割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10% 加算	1		
A3	1066	生活援助・小規模事業所加算・同一1・処遇Ⅲ・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1		
A3	1398	生活援助・小規模事業所加算・同一2・処遇Ⅲ・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1		
A3	1067	生活援助・中山間地域等提供加算・処遇Ⅲ・1割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5% 加算	1		
A3	1068	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・処遇Ⅲ・1割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1		
A3	1399	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・処遇Ⅲ・1割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1		
A3	1189	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・処遇Ⅲ・1割	生活機能向上連携加算 100 単位加算	6		1月につき
A3	1069	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・処遇Ⅲ・1割	生活機能向上連携加算 200 単位加算	11		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1071	生活援助・処遇Ⅲ・2割		12	1回につき	
A3	1401	生活援助・業継又は虐待減算・処遇Ⅲ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	11		
A3	1402	生活援助・業継及び虐待減算・処遇Ⅲ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	11		
A3	1072	生活援助・同一1・処遇Ⅲ・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	10		
A3	1403	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・処遇Ⅲ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	10		
A3	1404	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・処遇Ⅲ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	10		
A3	1405	生活援助・同一2・処遇Ⅲ・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	10		
A3	1406	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・処遇Ⅲ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	10		
A3	1407	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・処遇Ⅲ・2割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	10		
A3	1073	生活援助・特別地域加算・処遇Ⅲ・2割	特別地域加算 所定単位数の15% 加算	2		
A3	1074	生活援助・特別地域加算・同一1・処遇Ⅲ・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	2		
A3	1408	生活援助・特別地域加算・同一2・処遇Ⅲ・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2		
A3	1075	生活援助・小規模事業所加算・処遇Ⅲ・2割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10% 加算	1		
A3	1076	生活援助・小規模事業所加算・同一1・処遇Ⅲ・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1		
A3	1409	生活援助・小規模事業所加算・同一2・処遇Ⅲ・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1		
A3	1077	生活援助・中山間地域等提供加算・処遇Ⅲ・2割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5% 加算	1		
A3	1078	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・処遇Ⅲ・2割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	1		
A3	1410	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・処遇Ⅲ・2割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	1		
A3	1190	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・処遇Ⅲ・2割	生活機能向上連携加算 100 単位加算	6		1月につき
A3	1079	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・処遇Ⅲ・2割	生活機能向上連携加算 200 単位加算	11		

【長崎市】生活援助 サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目					
A3	1151	生活援助・処遇Ⅲ・3割		12	1回につき	
A3	1412	生活援助・業継又は虐待減算・処遇Ⅲ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	11		
A3	1413	生活援助・業継及び虐待減算・処遇Ⅲ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	11		
A3	1152	生活援助・同一1・処遇Ⅲ・3割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	10		
A3	1414	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・処遇Ⅲ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	10		
A3	1415	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・処遇Ⅲ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	10		
A3	1416	生活援助・同一2・処遇Ⅲ・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	10		
A3	1417	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・処遇Ⅲ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	10		
A3	1418	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・処遇Ⅲ・3割	業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	10		
A3	1153	生活援助・特別地域加算・処遇Ⅲ・3割	特別地域加算 所定単位数の15%加算	2		
A3	1154	生活援助・特別地域加算・同一1・処遇Ⅲ・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		2
A3	1419	生活援助・特別地域加算・同一2・処遇Ⅲ・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	2		
A3	1155	生活援助・小規模事業所加算・処遇Ⅲ・3割	中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算	4		
A3	1156	生活援助・小規模事業所加算・同一1・処遇Ⅲ・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		4
A3	1420	生活援助・小規模事業所加算・同一2・処遇Ⅲ・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4		
A3	1157	生活援助・中山間地域等提供加算・処遇Ⅲ・3割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算	4		
A3	1158	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・処遇Ⅲ・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		4
A3	1421	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・処遇Ⅲ・3割	事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	4		
A3	1194	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・処遇Ⅲ・3割	100 単位加算	6		1月につき
A3	1159	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・処遇Ⅲ・3割	200 単位加算	11		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等特定処遇改善(Ⅱ)の加算]

サービスコード		サービス内容略称	区分	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1201	生活援助・特定Ⅱ・1割	生活援助	介護職員等 特定処遇改 善(Ⅱ)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位	9	1回につき	
A3	1422	生活援助・業継又は虐待減算・特定Ⅱ・1割	生活援助・業継又は虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		9
A3	1423	生活援助・業継及び虐待減算・特定Ⅱ・1割	生活援助・業継及び虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		9
A3	1202	生活援助・同一1・特定Ⅱ・1割	生活援助・同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		8
A3	1424	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・特定Ⅱ・1割	生活援助・同一1・業継又は虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		8
A3	1425	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・特定Ⅱ・1割	生活援助・同一1・業継及び虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		8
A3	1426	生活援助・同一2・特定Ⅱ・1割	生活援助・同一2			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		8
A3	1427	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・特定Ⅱ・1割	生活援助・同一2・業継又は虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		8
A3	1428	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・特定Ⅱ・1割	生活援助・同一2・業継及び虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		8
A3	1204	生活援助・特別地域加算・特定Ⅱ・1割	生活援助・特別地域加算			特別地域加算 所定単位数の15%加算		1
A3	1205	生活援助・特別地域加算・同一1・特定Ⅱ・1割	生活援助・特別地域加算・同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1
A3	1429	生活援助・特別地域加算・同一2・特定Ⅱ・1割	生活援助・特別地域加算・同一2			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1207	生活援助・小規模事業所加算・特定Ⅱ・1割	生活援助・小規模事業所加算			中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算		1
A3	1208	生活援助・小規模事業所加算・同一1・特定Ⅱ・1割	生活援助・小規模事業所加算・同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1
A3	1430	生活援助・小規模事業所加算・同一2・特定Ⅱ・1割	生活援助・小規模事業所加算・同一2			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1210	生活援助・中山間地域等提供加算・特定Ⅱ・1割	生活援助・中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算		1
A3	1211	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・特定Ⅱ・1割	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1
A3	1431	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・特定Ⅱ・1割	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1213	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・特定Ⅱ・1割	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ			100 単位加算		4
A3	1214	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・特定Ⅱ・1割	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位加算	8			

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	区分	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A3	1221	生活援助・特定Ⅱ・2割	生活援助	介護職員等 特定処遇改 善(Ⅱ)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位	9	1回につき	
A3	1433	生活援助・業継又は虐待減算・特定Ⅱ・2割	生活援助・業継又は虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		9
A3	1434	生活援助・業継及び虐待減算・特定Ⅱ・2割	生活援助・業継及び虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		9
A3	1222	生活援助・同一1・特定Ⅱ・2割	生活援助・同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		8
A3	1435	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・特定Ⅱ・2割	生活援助・同一1・業継又は虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		8
A3	1436	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・特定Ⅱ・2割	生活援助・同一1・業継及び虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		8
A3	1437	生活援助・同一2・特定Ⅱ・2割	生活援助・同一2			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		8
A3	1438	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・特定Ⅱ・2割	生活援助・同一2・業継又は虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		8
A3	1439	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・特定Ⅱ・2割	生活援助・同一2・業継及び虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)		8
A3	1224	生活援助・特別地域加算・特定Ⅱ・2割	生活援助・特別地域加算			特別地域加算 所定単位数の15%加算		1
A3	1225	生活援助・特別地域加算・同一1・特定Ⅱ・2割	生活援助・特別地域加算・同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1
A3	1440	生活援助・特別地域加算・同一2・特定Ⅱ・2割	生活援助・特別地域加算・同一2			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1227	生活援助・小規模事業所加算・特定Ⅱ・2割	生活援助・小規模事業所加算			中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数の10%加算		1
A3	1228	生活援助・小規模事業所加算・同一1・特定Ⅱ・2割	生活援助・小規模事業所加算・同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1
A3	1441	生活援助・小規模事業所加算・同一2・特定Ⅱ・2割	生活援助・小規模事業所加算・同一2			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1230	生活援助・中山間地域等提供加算・特定Ⅱ・2割	生活援助・中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数の5%加算		1
A3	1231	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・特定Ⅱ・2割	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1
A3	1442	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・特定Ⅱ・2割	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1233	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・特定Ⅱ・2割	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ			100 単位加算		4
A3	1234	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・特定Ⅱ・2割	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ	200 単位加算	8			

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

サービスコード		サービス内容略称	区分	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目								
A3	1241	生活援助・特定Ⅱ・3割	生活援助	介護職員等 特定処遇改 善(Ⅱ)	事業対象者・ 要支援1・2 (1回当たり) 211単位		9	1回につき	
A3	1444	生活援助・業継又は虐待減算・特定Ⅱ・3割	生活援助・業継又は虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	9		
A3	1445	生活援助・業継及び虐待減算・特定Ⅱ・3割	生活援助・業継及び虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	9		
A3	1242	生活援助・同一1・特定Ⅱ・3割	生活援助・同一1			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%	8		
A3	1446	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・特定Ⅱ・3割	生活援助・同一1・業継又は虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	8		
A3	1447	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・特定Ⅱ・3割	生活援助・同一1・業継及び虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	8		
A3	1448	生活援助・同一2・特定Ⅱ・3割	生活援助・同一2			事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建所に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%	8		
A3	1449	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・特定Ⅱ・3割	生活援助・同一2・業継又は虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	8		
A3	1450	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・特定Ⅱ・3割	生活援助・同一2・業継及び虐待減算			業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	8		
A3	1244	生活援助・特別地域加算・特定Ⅱ・3割	生活援助・特別地域加算			特別地域加算 所定単位数の 15% 加算			1
A3	1245	生活援助・特別地域加算・同一1・特定Ⅱ・3割	生活援助・特別地域加算・同一1				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1
A3	1451	生活援助・特別地域加算・同一2・特定Ⅱ・3割	生活援助・特別地域加算・同一2				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建所に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1247	生活援助・小規模事業所加算・特定Ⅱ・3割	生活援助・小規模事業所加算			中山間地域等における小規模 事業所加算 所定単位数の 10% 加算			1
A3	1248	生活援助・小規模事業所加算・同一1・特定Ⅱ・3割	生活援助・小規模事業所加算・同一1				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1
A3	1452	生活援助・小規模事業所加算・同一2・特定Ⅱ・3割	生活援助・小規模事業所加算・同一2				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建所に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1250	生活援助・中山間地域等提供加算・特定Ⅱ・3割	生活援助・中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算 所定 単位数の5% 加算			1
A3	1251	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1・特定Ⅱ・3割	生活援助・中山間地域等提供加算・同一1				事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合×90%		1
A3	1453	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2・特定Ⅱ・3割	生活援助・中山間地域等提供加算・同一2				事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建所に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合×88%		1
A3	1253	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ・特定Ⅱ・3割	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅰ			生活機能向上連携加算	100 単位加算		4
A3	1254	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ・特定Ⅱ・3割	生活援助・生活機能向上連携加算Ⅱ			生活機能向上連携加算	200 単位加算	8	

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

[介護職員等ベースアップ等支援加算]

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1260	生活援助・ペア・1割			5	1回につき	
A3	1455	生活援助・業継又は虐待減算・ペア・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	5		
A3	1456	生活援助・業継及び虐待減算・ペア・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	5		
A3	1261	生活援助・同一・1・ペア・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	5		
A3	1457	生活援助・同一・1・業継又は虐待減算・ペア・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	5		
A3	1458	生活援助・同一・1・業継及び虐待減算・ペア・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	4		
A3	1459	生活援助・同一・2・ペア・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	4		
A3	1460	生活援助・同一・2・業継又は虐待減算・ペア・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	4		
A3	1461	生活援助・同一・2・業継及び虐待減算・ペア・1割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	4		
A3	1262	生活援助サービス・特別地域加算・ペア・1割	介護職員等 ベースアップ 等支援加算	特別地域加算 所定単位数 の15% 加算	1		
A3	1263	生活援助サービス・特別地域加算・同一・1・ ペア・1割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建 物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		1
A3	1462	生活援助サービス・特別地域加算・同一・2・ ペア・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のう ち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上 の場合 × 88%	1		
A3	1264	生活援助サービス・小規模事業所加算・ペ ア・1割			1		
A3	1265	生活援助サービス・小規模事業所加算・同 一・1・ペア・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建 物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1		
A3	1463	生活援助サービス・小規模事業所加算・同 一・2・ペア・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のう ち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上 の場合 × 88%	1		
A3	1266	生活援助サービス・中山間地域等提供加 算・ペア・1割			1		
A3	1267	生活援助サービス・中山間地域等提供加 算・同一・1・ペア・1割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建 物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1		
A3	1464	生活援助サービス・中山間地域等提供加 算・同一・2・ペア・1割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のう ち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上 の場合 × 88%	1		
A3	1268	生活援助サービス・生活機能向上連携加算 I・ペア・1割	生活機能向 上連携加算	100 単位加算	2		1月につき
A3	1269	生活援助サービス・生活機能向上連携加算 II・ペア・1割		200 単位加算	5		

利用者2割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A3	1270	生活援助・ペア・2割			5	1回につき	
A3	1466	生活援助・業継又は虐待減算・ペア・2割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	5		
A3	1467	生活援助・業継及び虐待減算・ペア・2割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	5		
A3	1271	生活援助・同一・1・ペア・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	5		
A3	1468	生活援助・同一・1・業継又は虐待減算・ペア・2割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	5		
A3	1469	生活援助・同一・1・業継及び虐待減算・ペア・2割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	4		
A3	1470	生活援助・同一・2・ペア・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	4		
A3	1471	生活援助・同一・2・業継又は虐待減算・ペア・2割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	4		
A3	1472	生活援助・同一・2・業継及び虐待減算・ペア・2割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	4		
A3	1272	生活援助サービス・特別地域加算・ペア・2割	介護職員等 ベースアップ 等支援加算	特別地域加算 所定単位数 の15% 加算	1		
A3	1273	生活援助サービス・特別地域加算・同一・1・ペア・2 割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建 物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%		1
A3	1473	生活援助サービス・特別地域加算・同一・2・ペア・2 割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のう ち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上 の場合 × 88%	1		
A3	1274	生活援助サービス・小規模事業所加算・ペア・2割			1		
A3	1275	生活援助サービス・小規模事業所加算・同一・1・ペ ア・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建 物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1		
A3	1474	生活援助サービス・小規模事業所加算・同一・2・ペ ア・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のう ち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上 の場合 × 88%	1		
A3	1276	生活援助サービス・中山間地域等提供加算・ペ ア・2割			1		
A3	1277	生活援助サービス・中山間地域等提供加算・同 一・1・ペア・2割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建 物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1		
A3	1475	生活援助サービス・中山間地域等提供加算・同 一・2・ペア・2割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のう ち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上 の場合 × 88%	1		
A3	1278	生活援助サービス・生活機能向上連携加算 I・ペ ア・2割	生活機能向 上連携加算	100 単位加算	2		1月につき
A3	1279	生活援助サービス・生活機能向上連携加算 II・ペ ア・2割		200 単位加算	5		

【長崎市】生活援助サービス サービスコード表(A3)

利用者3割負担

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A3	1280	生活援助・ベア・3割			5	1回につき
A3	1477	生活援助・業継又は虐待減算・ベア・3割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	5	
A3	1478	生活援助・業継及び虐待減算・ベア・3割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	5	
A3	1281	生活援助・同一1・ベア・3割		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	5	
A3	1479	生活援助・同一1・業継又は虐待減算・ベア・3割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	5	
A3	1480	生活援助・同一1・業継及び虐待減算・ベア・3割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	4	
A3	1481	生活援助・同一2・ベア・3割		事業所において、前6か月間に提供したサービス総数のうち、同一建物に居住する者が占める割合が100分の90以上の場合 × 88%	4	
A3	1482	生活援助・同一2・業継又は虐待減算・ベア・3割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)又は虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	4	
A3	1483	生活援助・同一2・業継及び虐待減算・ベア・3割		業務継続計画未策定の場合(-1/100)及び虐待防止措置未実施の場合(-1/100)	4	
A3	1282	生活援助サービス・特別地域加算・ベア・3割	介護職員等 ベースアップ 等支援加算	特別地域加算 所定単位数 の15% 加算	1	
A3	1283	生活援助サービス・特別地域加算・同一1・ベア・3割		特別地域加算 所定単位数 の15% 加算	1	
A3	1484	生活援助サービス・特別地域加算・同一2・ベア・3割		特別地域加算 所定単位数 の15% 加算	1	
A3	1284	生活援助サービス・小規模事業所加算・ベア・3割		中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数 の10% 加算	1	
A3	1285	生活援助サービス・小規模事業所加算・同一1・ベア・3割		中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数 の10% 加算	1	
A3	1485	生活援助サービス・小規模事業所加算・同一2・ベア・3割		中山間地域等における小規模事業所加算 所定単位数 の10% 加算	1	
A3	1286	生活援助サービス・中山間地域等提供加算・ベア・3割		中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算 所定 単位数の5% 加算	1	
A3	1287	生活援助サービス・中山間地域等提供加算・同一1・ベア・3割		中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算 所定 単位数の5% 加算	1	
A3	1486	生活援助サービス・中山間地域等提供加算・同一2・ベア・3割		中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算 所定 単位数の5% 加算	1	
A3	1288	生活援助サービス・生活機能向上連携加算Ⅰ・ベア・3割		生活機能向上連携加算	2	1月につき
A3	1289	生活援助サービス・生活機能向上連携加算Ⅱ・ベア・3割		生活機能向上連携加算	5	